岐阜県公報

号外 (三)　平成二十二年二月一日

目次

公示

○岐阜県都市計画公聴会の開催（都市政策課）　ページ一

公示

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、羽島都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月一日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　日時及び場所

都市計画区域	日時	場所	関係市
羽島	平成二十二年二月二十四日（水）午後六時から	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地　羽島市中央公民館三〇一会議室	羽島市

二　公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三　都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1　閲覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、羽島市建設部都市計画課において閲覧に供する。

2　閲覧期間

岐阜県公報　号外　毎週（火曜日、金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）　平成二十二年二月一日

平成二十二年二月一日（月）から同月十五日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四　公述の申出方法

1　公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年二月十五日（月）までに〒五〇〇―八五七〇　岐阜市薮田南二丁目一番一号　岐阜県都市建築部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2　公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3　公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4　公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五　公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇五八―二七二―一一一一　内線三七五五）又は羽島市建設部都市計画課

六　その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一　都市計画の目標

本区域では、市内の拠点整備を進め、さらに市外の拠点と連結した広域的なネットワークに発展させることにより、新たな交流が広がる魅力あるまちを目指すため、羽島市第五次総合計画における将来都市像「ともにつくる、明日につながる元気なまち・羽島」を本区域の都市づくりの基本理念として踏襲し、この実現に向けた都市づくりの目標を次のとおり示す。

1　活力に満ちた元気のあるまち

2　快適でうるおいのあるまち

3　安全に暮らせるまち

4　市民協働を進めるまち

二　地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を地域の特性をもとに五つの地域に大別し、地域毎に目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	目指すべきまちづくりのイメージ
中心商業地区	一　利便性を活かした複合産業空間の創出 二　歴史文化を活かし地域に密着した商業空間の再生
沿道商業地区	利便性を活かした沿道サービス空間の形成
住宅地区	一　利便性・連絡性を活かした中高層住宅地の形成 二　住環境に特化した生活環境の形成
工業地区	住工共存地区の形成、広域交通体系を活かした生産活動・業務機能の拠点形成
農業・集落地区	優良な農地の整備・保全、集落地域の生活環境の改善

三　区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1　本区域では、次の理由により区域区分を定める。

㈠　人口については若干増加傾向にあり、また、地形的に平坦であることから土地利用転換が容易な状況にあり、一定の宅地化の進行が継続していくことが想定されること。

㈡　本区域の持つ広域交通体系を活用する交通条件（主要幹線道路、幹線道路）の整備や隣接都市計画区域からの市街化圧力などにより、沿道・インターチェンジ等を活用した産業系土地利用が進む可能性があり、適正な土地利用を誘導していく必要があること。

㈢　市街化区域には未利用地が多く存在していることから、都市的土地利用の無秩序な拡散を防止し、かつ各種公共施設整備を集中的に実施していくため、コンパクトな都市づくりを目指し、市街地の範囲を明確にする必要があること。

㈣　山林・丘陵地等の自然的緑の少ない本区域の貴重な緑地等を自然的環境としていくため、都市的土地利用の無秩序な拡散を防止する必要があること。

2　区域区分を定める際の方針

㈠　人口及び産業の見通し、市街化の現況及び動向を勘案し、適正に市街化区域を

設定する。

㈡　平成三十二年時点での市街化区域面積は、おおむね千三百四十九ヘクタールとする。

四　主要な都市計画の決定の方針

1　土地利用に関する方針

㈠　住居系

(1)　東海道新幹線岐阜羽島駅及び名鉄羽島市役所前駅を中心とした商業地周辺、（都）羽島岐阜線や（都）大垣一宮線の後背地及び（都）桑原足近線の沿道並びに後背地については、中高層住宅地として交通環境の利便性を享受する居住空間の形成を図る。

(2)　中高層住宅地の周辺については、生活道路や公園・緑地の整備を行い、一般住宅地として良好な住宅地の形成を図るとともに、市街地縁辺部については、閑静な住環境を有する住宅地の形成を図る。

㈡　商業系

(1)　東海道新幹線岐阜羽島駅周辺の中心商業地については、基幹産業である繊維産業を支援するデザイン機能や研究開発機能、ソフトピアジャパン（大垣市）、テクノプラザ（各務原市）と連携した情報機能などの集積・誘致を推進するとともに、ホテルや飲食店、サービス業などの商業機能充実を図り、複合的産業空間の創出を図る。

(2)　名鉄羽島市役所前駅周辺の中心商業地については、地域の貴重な歴史・文化資産の保存・整備に努めるとともに、商店街の沿道景観の形成や魅力ある店舗展開を進め、「情緒」・「うるおい」・「にぎわい」など、郊外型の大型商業施設では得られない雰囲気を備えた地域密着型の商業空間の形成を図る。

(3)　（都）羽島岐阜線沿道の商業地については、後背地に広がる住居系土地利用の緩衝区域ともなる沿道利用型の商業地の形成を図る。

(4)　集約型都市構造の形成に向けて、商業施設等の立地促進及び維持を図るため、駅北本郷地区の南部地域について、大規模集客施設立地エリアを設定する。

㈢　工業系

(1)　市街地北部及び中央部、名神高速道路及び（都）大垣一宮線沿道の工場と住宅が混在している地区については、工業系土地利用の生産基盤を支える道路等の基盤整備を進めるとともに、公園・緑地等の整備を進めることにより、住環境に配慮した土地利用の形成を図る。

(2)　岐阜羽島インターチェンジ周辺については、都市計画道路の沿道を中心に「羽島市企業立地促進条例」を活用することにより、優良企業の立地を推進し、後背地に広がる住居系土地利用への影響の少ない工業集積地の形成を図る。

㈣　緑地等

(1)　本区域には山林、丘陵地等の自然的緑が少なく、社寺林や屋敷林を含む中心市街地や土地区画整理事業を施行する区域において、緑の基本計画に基づく緑化重点地区の指定を視野に入れながら、公共施設整備にあわせて公共施設の緑化及び民有地の緑化の推進を図る。

(2)　木曽川・長良川の河川敷や広場を河川緑地として位置付け、河川管理者との協議を行い、整備・保全に努める。

㈤　その他

(1)　本区域においては、市街化区域内の未利用地の土地区画整理事業及び地区計画による整序にあわせて、公共施設整備を推進していくことにより、適正な住宅地を確保し、市街化区域内の定住化を図る。

(2)　駅北本郷地区の南部地区については、羽島市第五次総合計画に位置付けられている新都心拠点としての機能強化を図るとともに、（都）大垣一宮線の沿道でもあることから、交通の利便性の高い地域のポテンシャルを活かし、近隣商業地域へ転換する。

(3)　本区域は木曽川と長良川に挟まれ、海抜二～四メートルのほぼ平坦地で、水害の危険性が高い状況にあることから、内水排除対策として保水・遊水機能を維持するため、市街化調整区域の農地の無秩序な市街化の抑制を図る。

(4)　集約型都市構造の実現に向け、原則として市街化調整区域での開発は抑制する。ただし、開発許可基準に適合するもののほか、周辺の自然環境や営農環境等との調和への配慮がされ、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、市街化調整区域の北部、東部、南部に位置する既存集落地については、生活環境を維持し、集落の活力低下を防ぐために、住環境の整備・向上を図り、あわせて土地利用規制制度の適切な運用に努める。

(5)　名神高速道路南側の市街化区域隣接部に立地する県立看護大学周辺については、おおむね基盤整備も整っており、同施設を中心とした文教ゾーンとしての土地利用を図る。

(6) 岐阜羽島インターチェンジ南部については、周辺の自然環境や営農環境等との調和に配慮しながら、地区計画等の導入により交通の利便性の高さを活かした商業・業務系の土地利用を許容する。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(1) 岐阜羽島インターチェンジと岐阜羽島駅は、本区域のみならず周辺区域及び県下の自動車交通・公共交通の玄関口を担っていることから、これらの機能を有効に活用し、本区域と周辺都市及び県下の生活者の交流活動を支えるため、都市計画道路の整備や既存鉄道網の維持により、交通網の充実を図る。

(2) 都市計画道路については、本区域生活者並びに隣接都市生活者の交流を支えるものであるため、主要幹線道路、幹線道路を中心とした道路の段階構成を図りつつ、その整備を進め道路網の充実を図る。

(3) 道路の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを導入し、交通施設のバリアフリー化を推進し、高齢者を含むすべての人にやさしい歩行空間を創出することにより、安全・安心できる歩行者ネットワークの充実を図る。

(4) 本区域が有する公共交通として国土の大動脈でもある東海道新幹線岐阜羽島駅と名鉄羽島市役所前駅・竹鼻駅他五駅や市内循環バス、鉄道廃線に伴うバス、路線バス、高速バスをより利用しやすくするため、交通結節点としての駅・アプローチ道路等の整備を推進し、公共交通機関への利用転換を図るなど有効活用を推進する。

(5) 道路のおおむね二十年後の整備水準の目標として、幹線街路の配置密度を市街化区域においては一平方キロメートル当たり二・九四キロメートル、市街化調整区域においては一平方キロメートル当たり一・一四キロメートルとし、既決定路線の全線整備を目指す。

(二) 下水道及び河川

(1) 下水道については、「羽島市下水道基本計画」に基づき、市街地中心部から外縁部にかけて順次整備を進める。また、雨水整備については、都市化の進行が著しい桑原川流域を先行的に進める。

(2) 河川については、木曽川・長良川・境川・桑原川の治水対策を推進し、逆川や各排水路の排水機能の充実を図っていくなど、河川改修・排水機設置等治水対策事業に努める。

(3) 治水整備にあたっては河川の整備のみならず、下水道の整備と合わせて流域のもつ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進する。

(4) 従来から遊水機能を有する地域において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進する。

(5) 開発行為等による河川への雨水流出量の増加に対しては、調整池等の設置により対処する。

(6) 親水性を活かした余暇空間の整備等、魅力ある水辺環境の創出を推進するため、改修にあたっては、生態系に配慮した整備手法の導入等を行う。

(7) 下水道のおおむね二十年後の整備水準の目標として、合併浄化槽等による処理を含めた下水道の汚水処理人口普及率百パーセントを目指す。

(8) 河川の整備水準の目標は、施設整備の現状を考慮し、国が管理する木曽川等については、目標とする治水安全度に応じて整備を進める。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行う。

(二) 集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努める。

(三) 東海道新幹線岐阜羽島駅周辺及び隣接地区においては、本区域及び県下における公共交通の玄関口にふさわしい複合産業空間形成のため、駅北本郷土地区画整理事業を推進する。

(四) 岐阜羽島インターチェンジ周辺においては、本区域及び隣接都市圏における自動車交通の玄関口としてふさわしい産業空間形成のため、インター北土地区画整理事業を推進する。

(五) 市街化区域には未利用地が多く存在しており、これらの地区では都市基盤が未整備のため都市的土地利用が進展しない状況にあることから、地域住民の意向に併せ、道路、公園・緑地等を一体的に整備可能な地区及び長良川沿いの工業地に隣接した地区においては、（仮称）平方第二土地区画整理事業などの土地区画整理事業を推進し、良好な市街地環境の形成を図る。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(一) 木曽川・長良川の両河川に挟まれた本区域の地形特性を活かし、河川の自然環境との共生を図りながら、魅力ある緑地空間としての利用を促進するため、河川

の自然環境や生態系に配慮しつつ、緑地の整備を推進する。

(二)　市街地内については、「美濃竹鼻・エコミュージアム」などの推進により、美濃竹鼻の歴史的遺産と一体となった緑の保全と活用を推進する。

(三)　新井の起の渡しから小熊の渡しにかけての美濃路街道を散策ルートとして位置付ける。

(四)　国営木曽三川公園の計画やその他の関連計画との整合を図りつつ、「緑の拠点」となる地区の整備を図り、これらの拠点のネットワークを整備する。

(五)　市街地の大半を占める民有地・企業用地においては、行政、市民、各種団体、企業などの協働により緑化を推進するため、緑化の啓蒙を図るとともに、緑化重点地区などを中心に、緑豊かな市街地環境の形成を図る。

(六)　都市公園については、本区域の住民一人当たりの敷地面積がおおむね二十年後には十四・二一平方メートル以上となることを目標に整備を進める。

五　「四　主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

羽島都市計画区域　総括図

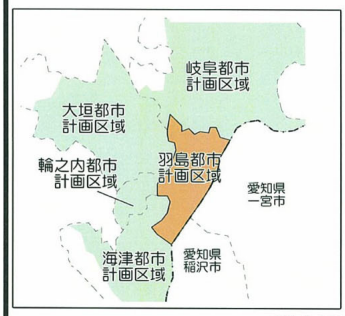

（仮称）岐阜羽島道路
（地域高規格道路岐阜羽島道路）
名鉄竹鼻線
（都）足近岐阜線
（一）岐阜羽島線
境川
南宿駅
（都）羽島岐阜線
須賀駅
正木北部地区地区計画
（都）外粟野大浦線
（都）上中岐阜線
（都）平方大浦線
不破一色駅
（都）松山大浦線
市民の森羽島公園
逆川
（都）新井市場線
羽島市営斎場
竹鼻駅
羽島市運動公園
駅北本郷土地区画整理事業
（都）沖島線
正木南部地区地区計画
羽島市役所前駅
竹鼻正木地区地区計画
（都）大垣一宮線
岐阜羽島駅
平方第一地区地区計画
（仮称）平方第二土地区画整理事業
名鉄新羽島駅
江吉良駅
（都）岐阜羽島駅南線
（都）新井堀津線
（都）本郷三ツ柳線
インター北土地区画整理事業
名神高速道路
岐阜羽島ＩＣ
（都）桑原足近線
（都）堀津本郷線
名鉄羽島線
（都）新井堀津線
ＪＲ東海道新幹線
岐阜羽島インター南部東地区地区計画
（都）大須江北西線
（都）本田加賀野井線
長良川
羽島市浄化センター
木曽川
国営木曽三川公園羽島緑地
桑原川
（都）大須八神線
羽島市環境プラント
汚泥再生処理センター

羽島都市計画区域総括図　凡　例			
都市計画区域界		住居系	
市街地（市街化区域）		商業系	
主要な道路		工業系	
主要な道路（構想）		農地、集落他	
駅前広場		森林他	
鉄道		市街地開発事業	
主要な河川		地区計画	
主要な公園・緑地等		地区計画（予定）	
その他主要な都市施設		大規模集客施設立地エリア	

※ごみ最終処分場は場所選定中につき図示していない

注）大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。

・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合（特別用途地区等により制限されている場合を除く）
・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年２月１日付けで岐阜県公報に登載された羽島都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成22年２月　日

岐阜県知事　古田　肇　様

公述申出人
住　所　　TEL
（ふりがな）
氏　名　　印

意見の要旨及びその理由

（注）　１　用紙はＡ４判の大きさとしてください。
　　２　意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、古川都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月一日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　日時及び場所

都市計画区域	日時	場所	関係市
古川	平成二十二年二月二十三日（火）午後六時から	飛騨市古川町本町二番二十二号 飛騨市役所西庁舎三階大会議室	飛騨市

（注）神岡都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）の公聴会と同時に開催する。

二　公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三　都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

１　閲覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、飛騨市基盤整備部都市整備課において閲覧に供する。

２　閲覧期間

平成二十二年二月一日（月）から同月十五日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四　公述の申出方法

１　公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年二月十五日（月）までに　〒五〇〇―八五七〇　岐阜市薮田南二丁目一番一号　岐阜県都市建築部都市政

策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2　公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3　公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4　公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五　公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇五八―二七二―一一一一　内線三七五五）又は飛騨市基盤整備部都市整備課

六　その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一　都市計画の目標

本区域では、古い街並みや街区割りが残る市街地の魅力を高めるため、「コンパクトな交流空間の創造」を都市づくりの基本理念として設定し、この実現に向けた都市づくりの目標を次のとおり示す。

1　人と自然の調和した交流空間をつくる

2　歴史・文化の交流空間をつくる

3　豊かで快適な居住空間をつくる

二　地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を地域の特性をもとに四つの地域に大別し、地域毎に目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	目指すべきまちづくりのイメージ
中心市街地ゾーン	歴史・文化を発信する交流のまちづくり
周辺市街地ゾーン	良好な居住環境のまちづくり
沿道市街地ゾーン	利便性の高い沿道空間のまちづくり
農地・集落ゾーン	安らぎのある田園居住のまちづくり

三　区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

1　コンパクトな市街地構造の形成を目指しており、将来人口は緩やかな減少傾向に転じることが予想されるため、市街地の拡大の可能性は少ないと考えられること。

2　宮城町地内において都市基盤が不足し、都市的未利用地が残っているため、良好な環境を有するまとまりある市街地を形成するための都市基盤の計画的な整備が必要であるが、今後、土地区画整理事業の実施を予定しており、これにより良好な環境を創出することが可能であること。

3　市街地外の緑地については、既に気多若宮特別緑地保全地区の指定がなされるなど保全されており、新たな開発の可能性は少ないと考えられること。

四　主要な都市計画の決定の方針

1　土地利用に関する方針

(一)　住居系

(1)　現在の市街地のうち、増島町及び貴船町地内については、土地区画整理事業による基盤整備が行われ、既に低層住宅地としてのゆとりある住環境が形成されており、今後とも現在の居住環境を維持・保全する。

(2)　市街地中南部から南東部の（都）国道四一号線沿道後背に位置する幸栄町や是重町地内など、基盤整備済みの地区においては現在の住環境を維持・保全する。

(3)　市街地ほぼ中心部の祭り会館の後背に位置する壱之町地内及び宮川と弐之町に挟まれる三之町地内については、住居系市街地であるが歴史的な街並みが残っており、「飛騨市都市景観条例」の拡充なども検討し、良好な街並みを保全する。

(4)　ＪＲ高山本線沿いや宮川沿いの地区の一部については、木工家具など地場産業と住宅地の混在が見られるため、地区計画などの適用により、良好な居住環境の確保を図り、住宅地と地場産業が共存できる環境づくりを図る。

(5)　市街地外の鮎ノ瀬地区は、住宅団地として基盤が整備され、地区計画が定められており、今後、用途地域の指定により良好な住環境の保全を進める。

(二)　商業系

(1)　商業系土地利用としてＪＲ飛騨古川駅南部及び弐之町、向町地内の歴史的景観地区を位置付け、まちなか観光・交流の拠点として、歴史的な街並みを活かした魅力ある商業空間づくりを図る。

(2)　ＪＲ飛騨古川駅南部地区は、飛騨圏域の都市機能・文化機能などをけん引する拠点の一つであり、広域的な交流の玄関口として位置付けられることから、観光客や買い物客の吸引力を高めるための快適な歩行者空間の整備や建築物などの個性的な景観整備とあわせて魅力的な商業空間の形成を図る。

(3)　弐之町、向町地内を商業地に隣接する通り沿いの近隣商業地として位置付け、歩行者空間や景観整備とあわせた魅力ある商業地の形成を図る。

(三)　工業系

工業系土地利用は、市街地内の（都）国道四一号線沿道（宮城町から是重一丁目）、向町二丁目地内及びＪＲ飛騨古川駅北部に位置しており、これらのうち、現在工業地として集積立地があり、今後ともその機能を維持する向町二丁目及び是重一丁目地内、複合的な土地利用を誘導する（都）国道四一号線沿道については、工業系土地利用の維持を図り、ＪＲ飛騨古川駅北部については、既存工業施設の機能を維持しつつ、公的施設との共存を図る。

(四)　緑地等

(1)　都市緑地として千代の松原公園の整備を進め、隣接する宮川、荒城川とあわせて市街地内の貴重な緑地スペースとして、良好な環境及び風致の創出・保全を図る。

(2)　本区域中央部から西部にかけて広がる市街地郊外の優良農地を農業生産振興の重要な場として保全するとともに、田園景観を維持・保全する。

(3)　気多若宮特別緑地保全地区の指定を維持し、良好な自然環境の保全、風致の維持を行う。

(五)　その他

(1)　中心市街地の歴史的景観地区については、建築物が密集しており、防災面、まちなか観光面から、小公園や広場、地区防災施設、集会所などの生活環境施設の整備を図る。

(2)　土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、安全な地域への誘導を行い、新たな土砂災害危険箇所をつくらないために、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等に位置する市街地においては、住宅建設や造成などの抑制に努めるとともに、必要な開発等を行う場合には、流出の抑制に努める。

(3)　集約型都市構造の実現に向け、原則として白地地域での開発は抑制する。ただし、開発許可基準に適合するものは許容し、市街地に隣接する鮎ノ瀬地区においては、都市基盤の整備を推進するとともに、良好な市街地環境の創出に向け、周辺の自然環境や営農環境等との調和への配慮がされ、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、用途地域の指定により計画的な土地利用を許容する。

2　都市施設の整備に関する方針

(一)　交通施設

(1)　主要幹線道路や環状道路など、道路の機能・役割を明確にした整備の推進により、利用する人に分かりやすい道路体系の構築を図る。

(2)　環状道路の整備による中心市街地への自動車交通の抑制、歩車の分離及び共存など、コンパクトな市街地構造の骨格となる道路体系の確立を図る。

(3)　都市計画道路については、将来の交通政策や総合的なまちづくりの観点から、必要に応じて見直しを行い、住民参加によりその整備の在り方の見直しを図る。

(4)　コンパクトな中心市街地における交通体系として、歩行者動線の確保及びこれとネットワークする小公園や広場の整備、商業地の振興、建築物やストリート・ファニチャーの景観整備など、歩く魅力にあふれた総合的な歩行者ネットワークの構築を図る。

(5)　広域的な交流を担う（仮称）富山高山連絡道路（地域高規格道路富山高山連絡道路）、（国）四一号（（都）国道四一号線）などの主要幹線道路の整備充実を目指す。

(6)　住民の足としての鉄道及びバスといった公共交通の維持及び利便性の向上を図るとともに、ＪＲ飛騨古川駅においては、まちの玄関口としてふさわしい交通結節機能の充実を図る。

(7)　道路のおおむね二十年後の整備水準の目標として、市街地内における幹線街路の配置密度を一平方キロメートル当たり三・五三キロメートルとし、既決定

路線の全線整備を目指す。

(二) 下水道及び河川

(1) 下水道については、公共下水道により生活排水対策、雨水排水対策を進め、河川・水路の水質汚濁防止や快適な居住環境の形成を図る。

(2) 下水汚泥などは、豊富な資源やエネルギー源として再利用し、環境負荷の軽減や、循環型社会の再構築に向けて有効活用を目指す。

(3) 河川については、住民の生命、健康、財産を守るため、今後とも自然環境や生態系などに配慮しながら、要整備箇所の河川改修事業を早急に進める。

(4) 本区域の市街地は宮川及び荒城川沿いに形成されており、治水整備にあたっては河川の整備のみならず、流域のもつ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進することとし、従来から遊水機能を有する地域については、地域整備との調和を図りつつ、浸水対策と併せ、その機能の保全に努める。

(5) 流域全体の保水機能を維持・向上させるために、開発者に対し雨水を貯めたり、地面に浸透させたりする雨水流出抑制施設などの整備を指導する。

(6) 下水道のおおむね二十年後の整備水準の目標として、汚水処理人口普及率百パーセントを目指す。

(7) 河川の整備水準の目標は、当面、治水安全度三十分の一から五十分の一を目指して整備を進める。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 宮川左岸の宮城町地内では、都市基盤が未整備で都市的未利用地も多く残されている状況にあり、このまま放置すると基盤未整備のままスプロール化が進行し、市街地環境の悪化につながる恐れがあるため、地域住民の意向や周辺環境に配慮しつつ土地区画整理事業を進める。

(二) 中心市街地においては、建築物等のファサード修景や規制・誘導、舗装・ストリート・ファニチャーなどの道路修景といった修景整備や電線類の地中化、歩道等の設置、ポケットパーク・小公園、地区防災施設、交流広場、集会所、情報センターといった施設整備を中心として市街地環境の充実に努める。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(一) 本区域を囲む緑の山並みや、宮川、荒城川は水と緑の重要な骨格として保全を図る。

(二) 宮川、荒城川は市街地を貫流しており、これらから水路網が中心市街地に形成されており、これらの河川、水路は市街地にうるおいをもたらす貴重な自然であり、歩行者動線の整備とあわせて、親水空間、散策道などの整備を図る。

(三) 中心市街地を楽しんで歩ける仕掛けづくりとして、小公園、ポケットパークの整備を進めるほか、街並みと調和した道路・河川の緑化を図る。

(四) 都市緑地として位置付けられる千代の松原公園は、まちなか観光ルートの拠点各種イベントなど交流の拠点などとして、地域の歴史、文化を活かした整備を図る。

(五) 道路や公共施設など公共空間の緑化に加え、特に市街地における民有地緑化を奨励し、また、市街地郊外においても、地域住民の意向や協力を踏まえ、積極的に民有緑地の確保に努める。

(六) 本区域におけるおおむね二十年後の都市計画公園の配置方針としては、市街地整備とあわせて街区公園等を配置し、本区域人口一人当たりの計画決定面積の目標を五・一九平方メートルと設定する。特に中心市街地においては、都市計画決定に限らず、小公園、ポケットパークの整備を進める。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

古川都市計画区域　総括図

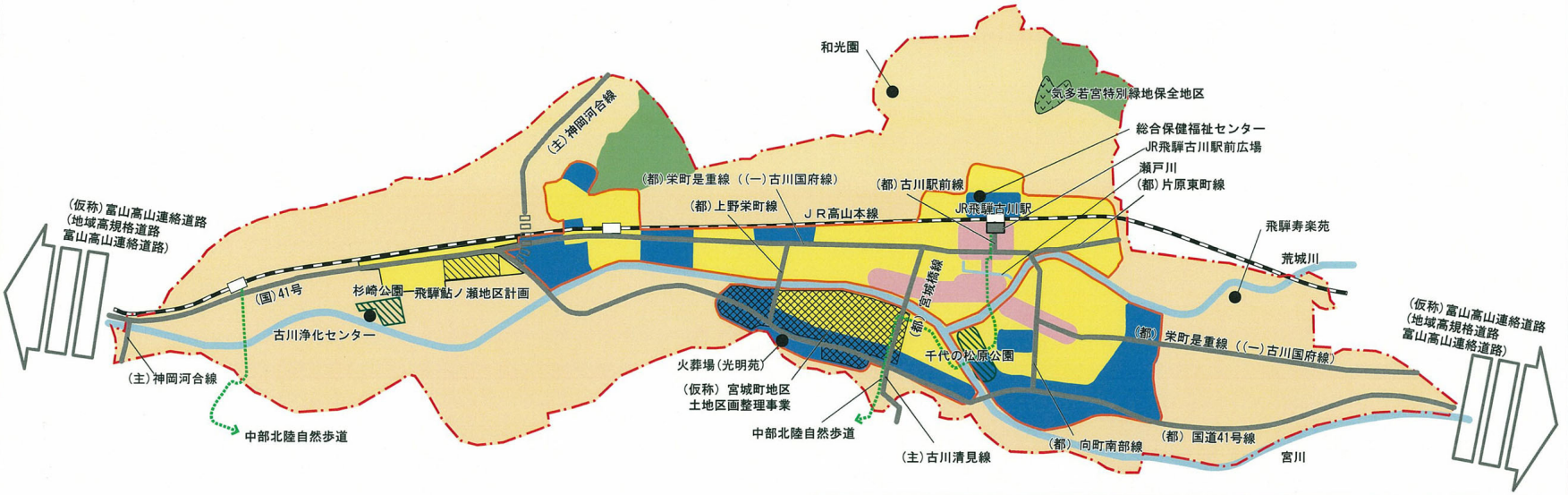

古川都市計画区域総括図　凡例

	都市計画区域界	●	その他主要な都市施設		市街地開発事業
	市街地（用途地域）		住居系		地区計画
	市街地（用途地域予定）		商業系		
	主要な道路		工業系		
	主要な道路（構想）		特別緑地保全地区・風致地区		
	駅前広場		農地、集落他		
	鉄道		森林他		
	主要な河川				
	主要な公園・緑地等				

（注）大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、
以下の場合は立地可能です。
・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合
（特別用途地区等により制限されている場合を除く）
・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年２月１日付けで岐阜県公報に登載された古川都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成22年２月　日

岐阜県知事　古田　肇　様

公述申出人
住　所
（ふりがな）　TEL
氏　名　　印

意見の要旨及びその理由

（注）　１　用紙はＡ４判の大きさとしてください。
　　２　意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、神岡都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月一日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　日時及び場所

都市計画区域	日時	場所	関係市
神岡	平成二十二年二月二十三日（火）午後六時から	飛騨市古川町本町二番二十二号 飛騨市役所西庁舎三階大会議室	飛騨市

（注）古川都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）の公聴会と同時に開催する。

二　公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記一のとおり

三　都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間
1　閲覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、飛騨市基盤整備部都市整備課において閲覧に供する。
2　閲覧期間
平成二十二年二月一日（月）から同月十五日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四　公述の申出方法
1　公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年二月十五日（月）までに　〒五〇〇―八五七〇　岐阜市薮田南二丁目一番一号　岐阜県都市建築部都市政

策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2　公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3　公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4　公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五　公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇五八―二七二―一一一一　内線三七五五）又は飛騨市基盤整備部都市整備課

六　その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一　都市計画の目標

本区域では、第一次飛騨市総合計画のまちづくりの方針を受けて、都市づくりの基本理念を「愛情循環型社会を目指して」とし、この実現に向けたまちづくりのテーマを次のとおり示す。

1　すべての人にやさしいまちづくり

2　活気と魅力にあふれるまちづくり

3　良好な都市環境のまちづくり

4　地域コミュニティを育むまちづくり

二　地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を地域の特性をもとに四つの地域に大別し、地域毎に目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	目指すべきまちづくりのイメージ
中心商業地	人が集いにぎわう中心商業地
	一　歴史や文化・交流施設が点在する住宅地
	二　福祉と健康に配慮した住宅地
	三　地域を育む旧住宅地
	四　土地区画整理事業による新住宅地
住宅地	
工業地	一　本区域を代表する工業地
	二　住宅と共存する沿道工業地
緑地	都市に潤いをもたらす緑地

三　区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

1　今後の人口増加は見込まれず、また、大規模プロジェクトや新たな産業立地は見込まれないことから都市的土地利用の拡大の可能性は低いと考えられること。

2　旧住宅地においては、防災面の課題に対応した不燃化・耐震化の促進や、都市基盤の充実を図る必要はあるものの、現在の住宅地形成により地域コミュニティが育まれてきた状況にあり、都市基盤整備も計画的に進められていること。

3　将来的に人口増加が見込まれないことや、山林や丘陵地への開発は計画されていないこと、さらには保安林等の指定状況から、開発等により自然的環境が失われる可能性は低いと考えられること。

四　主要な都市計画の決定の方針

1　土地利用に関する方針

(一)　住居系

(1)　高原川左岸に形成されている中心商業地周辺の旧住宅地は、建築物更新に伴う建築物の不燃化・耐震化や、不足しているインフラ整備を推進することにより、災害に強いまちづくりを図る。

(2)　過去の土地区画整理事業により形成されている新住宅地は、歩行空間等への緑化等により、自然と調和した良好な住環境の維持・向上を図る。ただし、(国)四七一号沿いについては、交通利便性を考慮して中心商業地を補完する機能である生活に必要な食料や日用品等の生活密着型の商業機能の配置を図る。

(3)　(国)四七一号周辺の殿地区に形成されている住宅地については、福祉施設を核として福祉的な住環境のイメージをもたせ、さらにユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行うことにより、高齢者や障がい者等の生活弱者が安心して暮らすことのできる住宅地へ誘導を図る。

(二)　商業系

商業施設については、消費者ニーズに対応したソフトの充実や施設の近代化を図る。特に、「にぎわいのシンボル軸」沿いの中心商業地については、店舗の共同化等による核となる商業施設の配置を促進するとともに、景観誘導についても検討する。

(三) 工業系

本区域北部や南部に位置する大規模工場が立地した地区、あるいは一団の工業地が形成された地区については、地域の産業機能を担う地区として、産業の高度化、高付加価値化や職場環境の向上等により、その機能の強化を図る。

(四) 緑地等

(1) 本区域西部で農業振興地域における農用地区域として指定されている農地については、地区内の優良な緑地等の役割を担っているため、優良な農地として保全する。

(2) 森林は、豊かな自然環境の形成や木材の供給のみならず、水源のかん養や土砂の流出防備等の災害防止に対する役割も兼ね備えていることから、森林を保全する。

(五) その他

(1) 本区域の地形的特徴である河岸段丘により高原川沿いや高低差のある地域に指定されている急傾斜地崩壊危険区域及び本区域北部で周辺を山林に囲まれた砂防指定地では、市街化を抑制する。

(2) 集約型都市構造の実現に向け、原則として市街地外での開発は抑制する。ただし、開発許可基準に適合するもののほか、周辺の自然環境や営農環境等との調和への配慮がされ、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発は許容する。

(3) 中心商業地及びその周辺の高原川左岸の旧住宅地については、現状の建築物の形態状況及び将来の土地利用を勘案して、適切な建築物の形態の誘導を図る。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(1) 富山市、高山市、上宝方面との交流のための広域幹線道路について、一部の区間が未整備区間として整備が予定されていることから、その整備を促進し、広域交通ネットワークの強化を図る。

(2) 都市計画道路の未整備区間は早期整備を促進するとともに、これらの道路にアクセスする生活道路網の充実を図り、交通ネットワークの確立を図る。

(3) 都市計画道路については、将来の交通政策や総合的なまちづくりの観点から、必要に応じて見直しを行い、住民参加によりその整備の在り方の見直しを図る。

(4) 本区域内に点在する公益施設や歴史・文化施設、さらには中心商業地内を回遊することのできる歩行者ネットワークの確立を図るとともに、歩行者空間については、健常者、高齢者、障がい者、観光客等すべての人が安全で快適に散策することのできるような整備を図る。

(5) 公共交通機関は、住民や観光客等の来訪者にとって大切な交通機関であることから、サービスの向上と利用拡大を目指した利便性の向上を図る。

(6) 道路のおおむね二十年後の整備水準の目標として、都市計画区域内における幹線街路の配置密度を一平方キロメートル当たり二・四五キロメートルとし、既決定路線の全線整備を目指す。

(二) 下水道及び河川

(1) 下水道については、公共下水道の早期普及のために、将来的な土地利用の動向や地理的条件等に配慮しながら、普及率の向上に向けた計画・整備を推進する。

(2) 下水汚泥などは、豊富な資源やエネルギー源として再利用し、環境負荷の軽減や、循環型社会の再構築に向けて有効活用を目指す。

(3) 河川については、集中豪雨による堤防の決壊及び洪水による河川災害を防ぐため河川改修を推進し、安全で快適な住環境の形成を図るとともに、親水空間としての整備を図る。

(4) 下水道のおおむね二十年後の整備水準の目標として、公共下水道については、公共下水道事業計画により、平成二十八年までに船津処理区の整備を完了し、汚水処理人口普及率百パーセントを目指す。

3 市街地開発事業に関する方針

現在の市街地形態を維持しつつ、自然と調和した回遊性のある歩行者空間等の整備を図る。なお、新たな市街地開発事業については、社会情勢及び地域情勢を勘案しつつ、必要に応じて検討する。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(一) 山林や農地は、自然の形成や生産の場としてだけでなく、野生生物の生息の場、やすらぎやレクリエーション等の住民が身近に接する緑地として維持・保全する。

㈡　自然と調和した都市空間を形成するため、まちを回遊することのできる歩行者ネットワーク軸には豊かな緑を配置し、歩きながら自然を感じることのできる歩行空間の整備を図るとともに、歩行者ネットワーク軸が高原川と交わる部分については、親水空間やポケットパークを配置し、水や魚とふれあうことのできるレクリエーション空間の整備を図る。

㈢　本区域の代表的な歴史空間であり、重要な緑地空間でもある史跡江馬氏館跡公園の整備を進める。

㈣　住宅地等については住民に身近な公園として各地域の実情に合わせ、多様な役割を担う公園として既存の公園及び緑地の施設充実を含めて、適正な整備を図る。

㈤　本区域におけるおおむね二十年後の都市計画公園の配置方針としては、都市計画公園が比較的多く存在することに加えて、高原川がレクリエーション空間として十分に活用されているため、現在の都市計画公園面積を維持し、本区域人口一人当たりの計画決定面積の目標を十一・二五平方メートルと設定する。

五　「四　主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

神岡都市計画区域　総括図

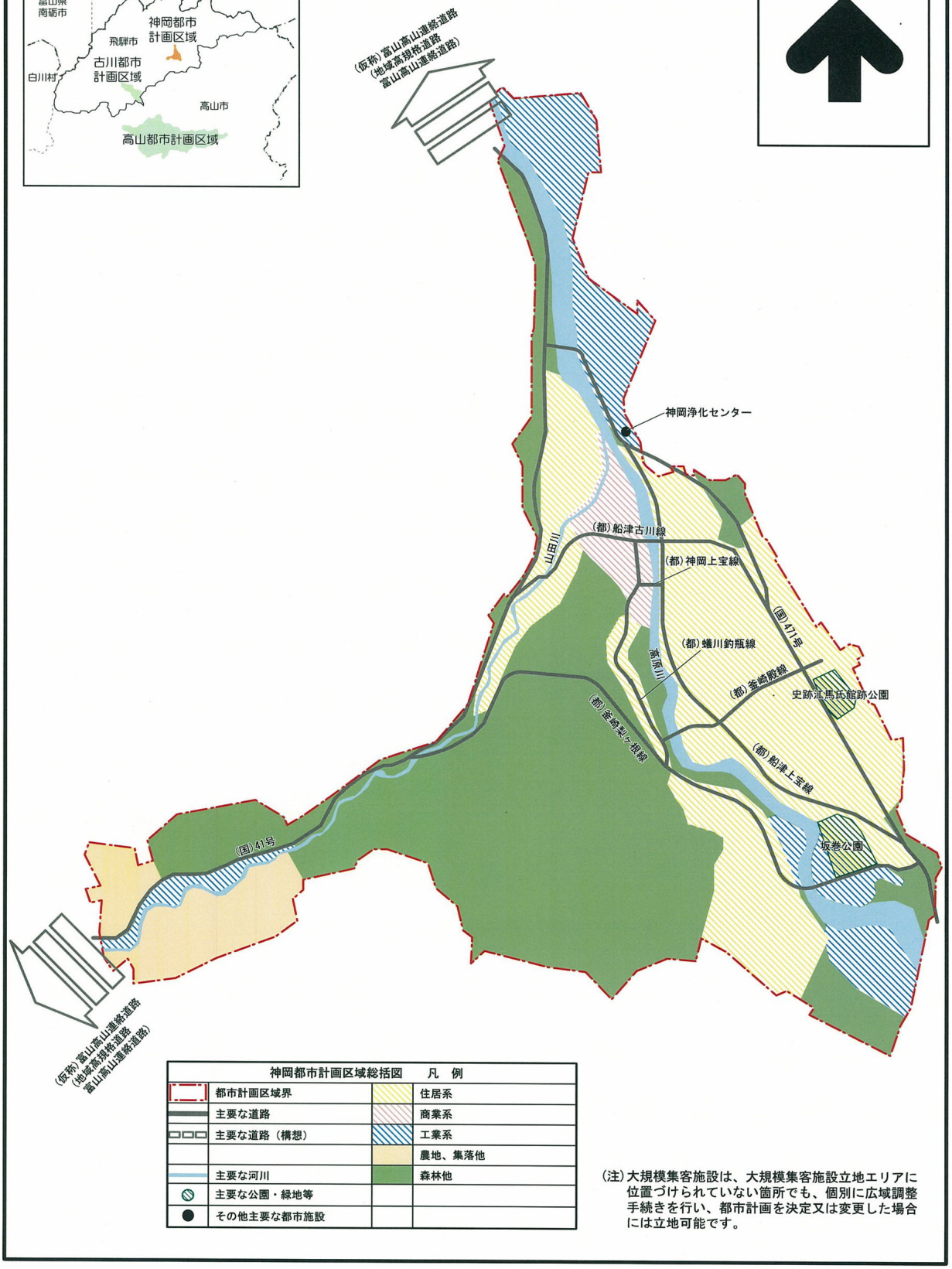

神岡都市計画区域総括図　凡　例			
	都市計画区域界		住居系
	主要な道路		商業系
	主要な道路（構想）		工業系
			農地、集落他
	主要な河川		森林他
	主要な公園・緑地等		
	その他主要な都市施設		

(注)大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合には立地可能です。

別記二

公述申出書

平成22年２月１日付けで岐阜県公報に登載された神岡都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成22年２月　日

岐阜県知事　　古田　肇　様

公述申出人

住　　所　　TEL

（ふりがな）

氏　　名　　印

意見の要旨及びその理由

（注）　１　用紙はＡ４判の大きさとしてください。

２　意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年二月一日発行

発行者　岐阜県　岐阜市薮田南二丁目一番一号

発行所　岐阜県庁

編集　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三―一　岐阜文芸社